

□ 確定申告の準備（再就職しない場合）

なぜ確定申告が必要なのか？

会社員時代は、年末に会社が行う「**年末調整**」によって税金が精算されていました。しかし、退職後に年末調整を受けられない場合は、次の年の2月～3月に確定申告を自分で行い、所得税を清算する必要があります。

状況	確定申告が必要？
年内に再就職しなかった	必要（年末調整を受けていない）
年内にアルバイト等をした	複数の収入があるため、基本必要
退職時に「退職所得の申告書」を提出していない	退職金に対する税金の過不足調整が必要
医療費が多かった	医療費控除で税金が戻る可能性あり
ふるさと納税をしていた	ワンストップ特例が使えない場合あり

項目	詳細
申告期間	2026年2月16日～3月15日（2025年分）
方法	e-Tax（オンライン）／税務署窓口／郵送提出
必要な税務署	住民票のある住所を管轄する税務署

書類名	用途
源泉徴収票（退職した会社から）	1年間の所得と所得税の支払状況を確認
離職票	失業保険の受給状況との関係で参考に
経費や控除の証明書類	医療費、ふるさと納税、保険料、生命保険料控除など
マイナンバーカード or 通知カード +本人確認書類	e-Tax や窓口で必要
振込口座情報	還付金を受け取るため

内容	還付の理由
年末調整を受けていない	所得税を払いすぎている可能性あり
医療費が10万円以上かかった	医療費控除で還付あり（家族分含めてOK）
ふるさと納税を複数自治体にしてきた	控除申請が必要（※ワンストップ特例との重複不可）
退職後に失業していた	所得が少ない → 払いすぎた所得税が戻る可能性あり

書類が揃っていればスマホやPCで簡単に申告可能（e-Tax）

※補足：申告不要な場合（例）年内に再就職し、新しい会社で年末調整を受けた副収入等がなく、所得税の過不足がない 等